



新婚生活を応援します

■結婚祝い金の額

高浜町商工会発行 地域通貨

20万円分

※世帯の所得合計が340万円未満の場合は

30万円分

ご結婚おめでとうございます。

高浜町では、町内在住の方々のご結婚を祝福するとともに、若者の定住を促進し町の活性化を目的として結婚祝い金を支給しています。

※「結婚」には、福井県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けることを含みます。

■対象となる世帯

- ・ 夫婦ともに本町に住所を有する世帯
- ・ 祝い金支給後、婚姻の解消をすることなく、永住又は3年以上にわたって本町に居住する意思がある世帯
- ・ 婚姻届を受理された時点で結婚当事者のどちらか一方の年齢が49歳以下である世帯
- ・ 夫婦ともに、過去においてこの要綱に基づく祝い金の支給を受けていない世帯
- ・ 町税の滞納がない世帯
- ・ 婚姻した日から3か月以内に交付申請書を提出した世帯

■申請に必要なもの

(1、2は町のホームページからダウンロードできます。)

1. 高浜町結婚祝い金交付申請書
2. 結婚祝い金支給要件チェックシート
3. 添付書類
 - ・ 戸籍謄本
 - ・ 住民票(世帯全員・続柄記載)
 - ・ 納税証明書

※世帯の所得合計が340万円未満の場合は次の書類も必要です。

- ・ お二人の所得証明書または源泉徴収票の写し
- ・ 離職・転職された方は離職証明書の写し等

4. 結婚に関するアンケート
右の二次元バーコードから回答してください。



R7年度

■申請・お問い合わせ先

高浜町役場 総合政策課 ☎0770(72)7711

Email:seisaku@town.takahama.lg.jp